

【改正の趣旨】

船員保険制度における被保険者証等については、保険者から船舶所有者に送付し、船舶所有者から被保険者に交付すること等が義務付けられているが、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続きを可能とするため、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等が可能となるよう、所要の改正が行われたもの。

【内容】

- ① 被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとする。
- ② 被保険者証の情報を訂正した場合における被保険者証の返付について、保険者が支障がないと認めるときは、船舶所有者を経由することを要しないこととする。
- ③ 被保険者証の再交付について、保険者が支障がないと認めるときは、船舶所有者を経由することを要しないこととする。
- ④ 被保険者証の検認又は更新等を行った場合における被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとする。
- ⑤ 高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付方法等について、①～④に準じた改正を行う。
- ⑥ その他所要の改正を行う。

【施行期日】

令和3年10月1日

【検討事項】

・「保険者に支障がないと認めるとき」とは、事務負担や費用、住所地情報の把握等を踏まえた円滑な直接交付義務の実現可能性や、関係者（保険者・船舶所有者・被保険者）間での調整状況等を踏まえ、保険者が支障がないと認める状況。

・被保険者証の直送に要する費用は、被保険者・事業主全体が負担する保険料等を原資としていることから、公平性の確保に留意する必要がある、被保険者・船舶所有者間における不公平が生じないように留意したうえで、具体的運用を検討する必要があること。